

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和 41 年岩手県訓令第 29 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 第 2 項第 1 号に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室総務担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 第 1 項第 2 号及び第 2 項（第 4 号から第 11 号までに限る。）に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室特命課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>12 [略]</p> <p>13 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 11 号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>14 第 2 項第 4 号から第 10 号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>15～18 [略]</p>	<p>(教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 第 2 項第 1 号に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室企画担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 第 1 項第 2 号及び第 2 項（第 4 号から第 11 号までに限る。）に掲げる事務について、<u>教育委員会事務局教育企画室特命課長（営繕）</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>12 [略]</p> <p>13 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 11 号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>青少年の家条例（昭和 56 年岩手県条例第 16 号）第 6 条第 2 項の規定により知事が承認することとしている利用料金に関すること。</u></p> <p>14 第 2 項第 4 号から第 10 号までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>野外活動センター条例（昭和 49 年岩手県条例第 18 号）第 2 条第 2 項の規定により知事が承認することとしている利用料金に関すること。</u></p> <p>15～18 [略]</p>

(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第5条 [略]

2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 第2号、第3号、第7号、前号及び第20号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。))に係る入札及び契約を除く。)をすること。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 第2号、第3号、第7号、前号及び第20号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写

(人事委員会事務局の職員に補助執行させる事務)

第5条 [略]

2 前項に掲げる事務について、人事委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 1件の金額1億5,000万円以上の契約(工事の執行に係るものを除く。)に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

3 第1項に掲げる事務について、人事委員会事務局総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 第2号、第3号、第7号、前号及び第21号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。))に係る入札及び契約を除く。)をすること。

(13) 1件の金額1億5,000万円未満の契約(工事の執行に係るものを除く。)に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(監査委員事務局の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 前項に掲げる事務について、監査委員事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 1件の金額1億5,000万円以上の契約(工事の執行に係るものを除く。)に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

3 第1項に掲げる事務について、監査委員事務局総括監査監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(11) [略]

(12) 第2号、第3号、第7号、前号及び第21号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(複写

機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

（警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務）

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(18) [略]

(19) [略]

4・5 [略]

6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。

(1)～(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

7～10 [略]

（労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務）

機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。

(13) 1件の金額1億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

（警察本部長及び警察本部等の職員に補助執行させる事務）

第7条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる事務について、警察本部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(18) [略]

(19) 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

(20) [略]

4・5 [略]

6 第1項及び第2項に掲げる事務について、警察本部会計課長の専決できる事項は次のとおりとする。

(1)～(16) [略]

(17) 1件の金額1億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

7～10 [略]

（労働委員会事務局の職員に補助執行させる事務）

第8条 [略]

2 前項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

3 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

第8条 [略]

2 前項に掲げる事務について、労働委員会事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

3 第1項に掲げる事務について、労働委員会事務局審査調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 1件の金額1億5,000万円未満の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。